

保護と駆除の狭間

上野

攻

一、人と野生鳥獣のかかり方

野生鳥獣の保護と、その被害対策としての駆除の調整は鳥獣保護行政にとつて今後ますます重要な問題になるものと思われるが、この極めて難しい問題を考えるに際して、まず人間と野生鳥獣の関係がどのように変化してきたかを探ってみることにしたい。

(1) 弥生時代

狩猟、魚撈を生活の糧とした縄文時代において、資源としての関係しか持たなかつた野生鳥獣は弥生時代に人が農耕を生活の基盤とするようになってからは農耕に有益な面もあるが、包括的には生産を妨害する環境抵抗となった。そして、遠く弥生時代に端を発した野生鳥獣の被害は現代に向けて、農業だけでなく林業や水産業に関しても産業の高度化、集約化の進展に伴ってま

ますます重要な問題となってくるのである。

(2) 古代―中世

この時代の人と野生鳥獣の関係は弥生時代と基本的に同じであったと思われるが、万葉集に「引板」(鳴子)が登場しているように鳥獣の生態を踏まえた生産性向上のための被害防止の努力が積み重ねられ、環境抵抗としてのかかり方が、より鮮明になった時代と言えよう。しかし、この時代には社会構造の発達、階層化が進むにつれ、人と野生鳥獣との関係は必然的に複雑化に向い、まず支配的階層において、これまでになかつた二つの野生鳥獣のかかり方が生じている。一つは愛玩対象としてのかわりである。人の生産活動や生活に対する有益性から、犬を飼うというようなことは、かなり古くから一般的であったとされているが、「古事記」や「日本書紀」、更に

一三世紀―一五世紀の京都の貴族の日記等に小鳥等の飼養を示す記事が認められるなど、純粹に愛玩の対象となっている。また、文明十三年(一四八一年)に室町幕府が諸將に対し、鶯の飼養を禁ずる令を出していることを見ても一部の特権階級の間では小鳥等の愛玩飼養がよく普通に行われていたものと考えられる。

もう一つは娯楽としての狩猟の対象としてのかかりである。仁徳天皇の時代に百濟から鷹術が伝来したという日本書紀の記述が、わが国で最も古い鷹狩の存在を示すものとされているが、その後、奈良時代―平安時代にかけては仏教思想の殺生の戒に基づき鷹飼養の禁止令等が発せられた時もあったが天皇家を頂点とする一部の特権階級の間には鷹狩りが行われていたことを示す記録が多い。特に嵯峨天皇(八〇九年―八二三年在位)は日本最古の鷹の本といわれる「新修鷹経」を勅撰させたといわれている。また、鎌倉時代においても、武士に対する鷹狩禁令を数多く出したことが「吾妻鏡」等の記録にあることなどを見ても、一般庶民の間で広く行われていたかは不明であるが、少なくとも武士や貴族の間では鷹狩りが一般的に行われていたと言える。もちろん、鷹狩りには権威の誇示等の政治的な意味がかなりあったと想像できるが、鷹を飼う楽しみとも重なった娯楽狩猟と言うことができるものと考えられる。

(3) 江戸時代

江戸時代一般庶民と野生鳥獣のかかり方は様々な記録、書物等の文献に記されているが、この時代はこの問題を考えるうえで非常に興味深い時代と思われるので当時の様子を少し詳しく見てみたい。



表1 近世農書にみえる野鳥獣害

書名	成立期	成立地	スズメ	カラス	キジ	ハト	ガン	カモ	諸鳥	イノシシ	シカ	サル	ウサギ	キツネ	ネズミ	モグラ
清良記	17c初	伊予		麦タネ	麦タネ	麦	稲	稲	稲	麦	作荒し		作荒し			
百姓伝記	17c末	三河		麦、瓜、豆等	麦、豆、ソバ	タネ	稲、麦タネ	稲、麦タネ	稲	麦	稲	稲	麦	塊に穴		塊に穴
会津歌農書	1704	会津	諸作の実			豆	稲、麦タネ	稲	田畑作		山穀	稲、豆、稲等		稲、畑作、畔に穴		畔に穴
耕稼春秋	1707	加賀							ソバ種		中物					畔に穴
農事遺書	1709	加賀		粟				苗代ぬく			田	田	肥料(糞)噴う			
豊年瑞相談	18c半	出羽		稲							田	田				
私家農業談	1788	越中	麻タネ				刈田	田植後の苗	苗代豆、肥山田、肥	田	田	田			畔に穴	畔に穴
開荒須知	1795	上野							年中五穀	田	田	田	五穀			
農家雑抄抄	1808	下野				作	麦	作	作	作	作	作				
砂島菜伝記	1831	筑前				毛	芋苗、瓜他		田		苗代、秋田	大豆苗		(防除法)		(とり方)
農業叢訓	1840	若狭			田	大豆				苗代、秋田	大豆苗		大豆苗	肥えを噴う		穴をあける
村松家訓	1841	能登	神		大豆	大豆				大豆苗	大豆苗		大豆苗			穴をあける
軽色耕作抄	1847	陸中	(防除法)	(防除法)						ユリ、ツクイモ、エンドウ						
自家農事日記	1849	出雲		肥えを噴う												
農具揃	1865	飛騨				大豆										

塚本 学者「生類をめぐる政治」より

「被害の状況」

表1は江戸時代における野生鳥獣による農作物被害の一覧表である。また、寛文十年(一六七〇年)に書かれた「浮世物語」の中には「稲の穂が出揃う頃、北風にさらわれて雁、鴨が南に来て、田の稲を食うこと夥しい。百姓どもは迷惑がって追い立てようとすると、御鷹狩のためというので所々に置かれた鳥見という役人が、これを取締って罰金を取る。追い払うこともならず、一夜にして稲を食いつくされてしまふ」というようなことが書かれている。信州佐久郡馬寄村では雁による食害のため、年貢の減免の記録があるほどである。また、獣類による被害が激しいことを訴える記録もあり、「猪鹿荒れ」という言葉が示すように農民にとっては言うまでもなく、領主にとっても鳥獣の被害は重要な問題であったと思われる。

「被害防止対策」

江戸時代の鳥獣被害の防止対策としてはまず、古くから採用されてきた、かかし、鳴子(引板)のほかには猪や鹿の害を防止するための堀、土手及び柵(猪垣等と言われる)等が一般的である。特に猪垣は個人個人の小面積の田畑を囲うより、共同作業に

より広範囲に構築する方が有利であったことから、各地に延長数キロ〜数十キロに及

ぶ大規模なものが作られている。また、これらの被害防止策のほかに鳥獣の生態を踏まえた様々な工夫を盛込んだ農業指導書的な書物が書かれている。しかしながら、この時代の被害防止対策として最も特徴的なものはなんといっても鉄砲である。一六世紀の半ばに日本に伝来した鉄砲が一七世紀には、農村における野生鳥獣被害防止に使用されるほど普及していたわけである。事実、一九世紀に書かれた飛騨の農書「農具揃」には、農具の中に鉄砲が含まれているのである。表2は貞享四年(一六八七年)幕府(將軍は五代・綱吉)が全国に発令した「鉄砲改め」に関する信州松本城主家の記録であるが、これによれば松本領の農村には約千丁の鉄砲があり、うち半数が取り上げられ、あと半数は野生鳥獣の被害防止のためのオドシ鉄砲、獵師用鉄砲及び治安用鉄砲として残されたということである。松本藩だけでなく、東北から九州にかけてほぼ同様の状況にあったことが記録等で確認されているが、当時、鳥獣被害の防止対策として鉄砲が極めて重要な地位を占め、空砲だけのものもあつたにせよ数量も相当なものであったのである。

「生類憐みの令」

さて、江戸時代の前期、元禄時代には今までに見られなかった新しい人と野生鳥獣の

かわり方が、ほんの一時ではあるが衝撃的に出現するという事件が起るのである。

その事件は一六八五年から一七〇八年にかけて五代将軍・綱吉の治世時代に幕府が発令した「生類憐みの令」である。これは貞享二年（一六八五年）の犬猫や馬の愛護令に始まって、一六八七年の鉄砲改め、捨子捨病人、捨牛馬の禁令、犬保護令、食用魚鳥の飼養の禁令及び傷病鳥獣の保護処置令、一六九四年の大保護強化令、一七〇五年の飼鳥と鳥商売の禁令等、一連の間を含めた様々の生類愛護に関する幕府の命令である。史学的には綱吉の長男の病死に際し、護国寺住職の進言を綱吉が採用して、自分の干支に当たる犬を始め、生き物愛護の方針を定め、これに側用人牧野備前守成貞と柳沢吉保を加えた戊辰トリオが恣意的に定めた悪法とされているが、將軍の權威の象徴として、また、娯楽として連綿と継続してきた鷹狩の制度を自ら大幅に縮少し、一六九三年には鷹飼養を廃止してしまうほど念が入っていたのである。むろん鷹狩り、鷹飼養の廃止の理由としては、明暦三年（一六五七年）の大火で江戸城の一部と江戸の市街をほぼ全焼したこと。さらに佐渡等の金山の金銀生産量が激減したこと等によって幕府の財政が極めて逼迫していたということもあるが、やはり、綱吉の特異な性情

が直接の原因と考えられている。

問題はこの「生類憐みの令」によって野生鳥獣が保護対象になったということであり、特に前記の「鉄砲改め」は、今まで農民が必要に応じて自由に実施してきた有害鳥獣駆除に大きな制限を加えることになったことである。また、食用魚鳥の飼養や鳥商売の禁令を見ても鳥獣の資源としてのかわりは大きく、江戸の町には魚鳥を商う店が多かったことを示している。飼鳥の禁令も特に武士等の特別な階層を目的としたものではなく、江戸の町民を対象としたものであり、メジロやウグイス等が広く愛玩飼養されていたと考えられる。「生類憐みの令」は犬に対して極度に偏った保護策をとったため天下の悪法とされているが、わが国最初の野生鳥獣保護政策といえることができるのである。

綱吉の死後、「生類憐みの令」に関連する様々な禁令等は廃止され、八代将軍・吉宗の時に鷹狩りも復興されることになるわけであるが、兵庫県、出石藩主仙石利久のようにコウノトリの保護のために禁猟区を設置した大名もあり、野生鳥獣愛護の思想の存在が全国に示され、鳥獣の殺生に一種の警鐘を鳴らしたことが綱吉の「功」の部分ではなかったかと思う。

(4) 明治時代以降

江戸時代末期から明治維新にかけてのわが国の政治、経済、社会の一大転換期においては仏教思想に基づく殺生の戒も薄れ、また鳥獣猟に関する秩序や制約が破壊されたためか鳥獣の乱獲が始まったと言われている。江戸時代には広く分布し、水田等を荒す害鳥であったトキやツル、ガン、コウノトリ等の大型鳥を中心急激に減少したとされているが、このような背景を出発点として、明治初期以降公布される様々な法律、規則の中に反映されている。

明治六年鳥獣規則

鳥獣猟の秩序と安全確保のための基本を定めたものであり、後の狩猟法の基盤となった規則であるが、この中で銃猟を職業猟と遊猟に分け、鑑札料は職業猟一円、遊猟十円と差をつけている。つまり、江戸時代までは少なくとも將軍や大名等の特権階級にしかなかった娯楽目的の狩猟が一般化されたのである。

明治二十五年狩猟規則

この規則は鳥獣規則を更に内容拡充したものであるが、この中で初めて捕獲を禁ずる鳥獣が定められている。鳥類ではツル、ツバメ、ヒバリ、シジュウカラ、キツツキ等、獣類では一歳以下のシカであるが、明治一六年の農商務省通達の中に「鳥獣の有

効なもの保護し、その有益なるものの繁殖を謀り、有害なるものを駆除するは農務上の要点に候……」とあるように鳥獣の稀少性や貴重性を尺度とした決め方ではなく農林業に対する有益性や狩猟資源確保の必要性等からくる保護という感が強い。しかしながら、この規則は「生類憐みの令」以来初めての野生鳥獣保護施策と言える。

昭和二十五年の改正

この改正における人と野生鳥獣とのかわりに関する重要事項は、鳥獣保護区制度と保護鳥獣の飼養許可制度の創設である。

大正七年とGHQの指導の影響を受けた昭和二十二年の改正によっても狩猟鳥獣の削減や捕獲羽数の制限等、保護政策の強化が図られたが、この改正における鳥獣保護区の誕生は、従来の禁猟区のような消極的保護から積極的保護への発想の転換が見られる。また、生類憐みの令の廃止以来無くなっていた野生鳥獣の飼養に関する規制が復活され、保護対策の強化が図られることになった。

昭和三十八年の改正

昭和三十八年の改正の最大のポイントは従来の狩猟法から「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」への名称変更である。明治六年の鳥獣規則に始まる狩猟法の時代における野生鳥獣の人とのかわり方は、資源として、

・・・・・の狩猟の対象として、愛玩対象として、さらに農林水産業に対する環境抵抗として、のかわり方が主要なものであった。むろん農林業に有益な鳥類の保護規制のほか、大正八年の史跡名勝天然記念物法に基づく野生鳥獣の天然記念物指定や、昭和二十五年の法改正による鳥獣保護区の新設等保護の対象としてのかかわり方の芽生えはあったが、この法律名称の変更によって、「生類憐みの令」以後姿を消していた動物愛護思想に基づく野生鳥獣の保護施策が復活したわけである。その後野生鳥獣は人類の健全な生存に不可欠の自然環境の重要な構成要素として、更に単に一国だけでなく、国際的な観点からも、その文化的、

表2 松本領鉄砲改め結果数

	鹿狼鷺筒	鴉筒	用心筒	取上げ筒	計
安曇郡	193	37	7	279	516
筑摩郡	246	50	7	186	489
松本町	—	—	—	35	35
計	439	87	14	500	1040

塚本 学著「生類をめぐる政治」より

学術的価値が評価され、国際協力を含めた保護を図るべきものとなってきている。

二、有害鳥獣駆除の必要性

野生鳥獣と人のかかわり方を歴史的な流れで極めて大ざっぱにまとめると、表3のようになるが、2と6はわが国の経済的社会的発展に伴う国土の開発、土地利用の高密度化が進んでいく将来においても、その重要性は増加の一途をたどるものと考えられる。一方、鳥獣による被害問題を見ると、鳥獣の全体的な生息数の減少が言われているにもかかわらず、カモシカの林業被害に代表されるとおり、近年、特に大きな社会問題になっているものが少なくない。

農林水産業構造の変化、特に集約化が進むにつれ、また野生鳥獣の保護施策の強化が進むにつれ、野生鳥獣の第一次産業に対する環境抵抗としてのかかわり方もまた、ますます重要なものとなることは容易に想像できる。江戸時代、將軍という絶対的権力によって、生類憐みの令の一環として農民の鉄砲による有害鳥獣駆除を大幅に制約した「鉄砲改め」でさえ農民の強力な反発によって、わずか二年の後に大幅に緩和されただけでなく、当時の記録によれば幕府鉄砲方が狼、猪等の駆除のために相模や武州に頻繁に出向いたり、領主が大規模な野獣駆除を実施することを余儀なくされた

ということであるが、現代においても鳥獣保護区等の設定に関する公聴会における意見を見ても鳥獣による農作物等の被害が最大の関心事となっており、野生鳥獣保護の推進の基盤である地域住民の理解とコンセンサスを得るためにはこの問題にいかに対応するかが鍵であるといっても過言ではない。被害問題解決の一方法として被害補償

があるが、国が補償の責務を要する程度の強い規制を設ける必要が生ずるような野生鳥獣は、必然的に生息数が極めて限定された種となり、当然のこととして被害も極めて少なく、実際には補償の必要性も乏しくなってしまう。また、鳥獣の保護と鳥獣の増加及び被害の因果関係を科学的に立証すること、保護対象鳥獣による被害の特定、定量化が極めて困難であること、さらにはそのための費用が莫大になること等問題が大きく、補償による被害対応は現実性が乏しい現状である。

一方、被害問題には経済的側面だけでなく心理的側面もある。元来、農民や漁師は農林水産業に対する野生鳥獣の有益な面があることを認識していたし、仏教思想に基づく生類憐みの気持ちも影響して、野生鳥獣の被害を、ある程度必然的な環境抵抗として受認していたのではなからうか。現在においても農林水産業に従事する被害者の

声も、ある程度の被害はやむを得ないという意見が大勢を占める。従って彼らにとつて面倒極まりないと思われる有害鳥獣駆除申請書を出したり、行政機関に対して被害対策要求の行動を起すに至るには経済的あるいは心理的に容認の限界を越えたということなのである。以上のことを踏まえると、適切な被害防止策が確立されていない今日有害鳥獣駆除は野生鳥獣の保護、特に保護対策の基本である生息地の保護に対する国民のコンセンサスづくりを推進するうえで必要不可欠のものと考えられる。

三、有害鳥獣駆除の現状と展望

有害鳥獣駆除に関する施策は昭和三十八年の法改正以来、都道府県が鳥獣保護事業計画の中で、鳥獣の生息状況の調査を基盤としての①鳥獣による被害発生予察表の作成、②鳥獣による被害防除方法の検討、③有害鳥獣駆除の許可基準の設定、④駆除体制の整備等について計画を定めて適正な有害駆除の実施することとされているが、国、都道府県の調査、研究体制の未整備とも関連して、定量的な被害の把握や駆除許可基準の設定は今後に待つところが多く、従って対症療法的な有害鳥獣駆除にならざるを得ないのが実情である。従って、被害を受ける側と保護を要求する側との意見の対立が無用の混乱を招来している例も見受けられ

表3 野生動物と人間とのかわり方

かわり方	時代									
	縄文	弥生	古	代	近	明	大	昭	和	
1. 資源										
2. 環境抵抗										
3. 愛玩(ペット)対象										
4. 娯楽狩猟対象										
5. 動物愛護対象										
6. 自然環境の構成要素としての保護対象										

るわけであるが、この問題を解決するためには、より科学的、合理的、かつ有効で必要最小限の有害駆除を推進することが要求される。この課題を履行するためには、まず野生鳥獣の生息状況の把握が最も基本的な事項であるが、各々の種毎の生息数をつかむことは至難のことであり、またその必要もない。要は、たとえば大型、中型哺乳動物のように全国的あるいは地域的に見て生息が限定される恐れが大きいもの等必要性の高いものに絞った調査を優先すれば良いのであろう。

次に被害の適正な把握が必要である。被害把握体制の確立、専門家の確保及び保護主張、駆除主張のどちらにも偏重しない公正な被害把握等の努力を今後とも継続して行かねばならない。また、千葉県館山湾のサギ類による生簀の活餌の被害のように、被害者側も被害を皆無にすべきであるという意見ではなく、一定水準に抑えたいということがある。このようにきめ細かい被害管理の要求に応えるためには将来、被害情報・蓄積、活用等の工夫を含めて、定量的な被害の把握に努めることも必要と思われる。生息状況と被害の適正な把握によって、定量的とまでは行かなくとも、より合理的な駆除の基準を確立することが可能になり、地域住民に対して説得力のある有害駆除を

より一層推進することができよう。そして最後に、駆除対象外の鳥獣を保護するためにも駆除の効率を上げるためにも、有効な駆除方法の確立が必要である。

四、被害の防止と調査研究体制

野生鳥獣の保護と被害防止の両立を図ることが現在、鳥獣行政に課せられた最も重要な課題の一つであるが、この問題を解決するために一番有効な手段は被害の未然防止対策の推進であることは言を待たない。

有害駆除に関する保護主張と駆除主張の無用の摩擦を避けるなど、国民のコンセンサスを造り上げるためにも被害の未然防止が重要であるとともに、効率的な有害駆除を実施するためにも必要である。また、防止効率を高めることによって、費用対効果の点でも、制約条件の多い銃器による有害駆除等よりも、極めて有利な被害防止対策になり得るものといえる。

鳴子や案山子に始まる被害の未然防止のための努力は古来から延々と集積され、江戸時代の農業技術書には、長い年月の生態観察に基づく被害防止に有効な品種選定、播種や栽培方法等が詳細に記載されるに至っている。ところが明治以降、量的、質的生産向上を目指した農林水産業技術の開発の中で、鳥獣被害の防止技術はとり残された感が強い。もちろん、戦後、ラゾーミサ

イルやアパラームといった海外の新技术の導入等の工夫も見られるが、野生鳥獣の「学習」による効果の大幅減少や費用の問題もあり、満足のいく状況ではない。被害の未然防止の推進に不可欠である技術開発にしても、適正な有害鳥獣駆除に必要な生息状況の把握にしても、基盤となる調査研究体制が不十分である。このような現状を見るにつけても、鳥獣保護の面からだけでなく一次産業振興の面からも地道な調査研究を積み上げていくための試験研究機関の整備等体制づくりが最優先の課題であらう。

米国のやり方を全て良しとするわけではないが、米国の鳥獣保護行政を所管する内務省、魚類・野生動物保護局は野生動物に関する5つの研究機関を有し、そのうちコロラド州デンバーにある研究所は専らコヨーテ等による米国における顕著な農作物被害を未然に防止するための研究を実施していること。さらに今年度の野生動物による被害対策関連予算の総額が三一億円でありうち九億円が研究費であることを考えると日本の調査研究を推進するために国、都道府県の果すべき役割を痛感させられる。

五、おわりに

野生動物と人間を「生類」という概念でとらえていた時代は、農民は農作物に被害を及ぼす鳥獣を必要に応じて自由に駆除し

てきたわけであるが、一面では鳥獣の被害を、ある程度前提とした農業を営んでいたと言える。

もちろん鳥獣の被害が甚大で困窮したことを伝える古い記録も多いが、江戸時代、新潟地方の鳥追い歌に、「おらがいつちの憎い鳥はどう（銅色のことか。トキのこと）とさんぎ（サギ）と小雀、ホーイホイ」と歌っているように諦めを混じえた親近感を持っていたのではないかと思われる。明治以降「生類」概念が衰退し、人と他の生物を区別する考え方が確立されていったが、

昭和の後半、野生鳥獣を保護する法律の誕生により、野生鳥獣の被害には、環境抵抗のほかに行行政抵抗の性格が加味されることになったわけである。

いずれにしても野生動物の保護に対する国内外の関心が高まっている今日、保護施策の一層の展開に対する国民のコンセンサスを得るためにも合理的な有害駆除を確立し、「保護と駆除の狭間」を埋めるためにも、実効性の高い被害の未然防止を確立することが必要であると思う。なお「生類憐みの令」に関する江戸時代を中心とする史実は、塚本 学氏著「生類をめぐる政治」から多数引用させていただいたが、興味を持たれる方には、ぜひ一読をお薦めしたい。